

平成25年9月17日

江戸川区教育委員会
委員長 松原 秀成 殿

陳情者

すすくすくスクールにおける補食廃止について意見交換会の開催を求める陳情
補足資料提出について

前回の陳情審査、ならびに審議ご継続いただけることについて感謝申し上げます。審議を重ねていただくにあたり参考にさせていただけるよう下記の通り補足資料を提出いたします。

記

- 補足資料1 江戸川区教育委員会発行補食廃止の通知
- 補足資料2 江戸川区長への手紙に対する返信
- 補足資料3 すくすくスクール学童クラブ登録のご案内

※補足資料についての説明

(補足資料1)

平成25年1月23日保護者配布のお知らせによれば、
補食の廃止理由は

1. 希望者の減少
2. カロリー摂取オーバーの可能性
3. 食材廃棄の問題
4. 食物アレルギー児対応の問題

ということでした。

この手紙に疑問を持ち、各項目ごとに詳細の説明を求めると同時に対応策を提示した、江戸川区長への手紙を送らせていただきました。

その結果(補足資料2)のような手紙をいただきました。
これによると「子供達をわけ隔てなくするため」と廃止理由が変わっていることがわかります。

さらに、(補足資料1)にある「すくすくスクール登録児童の5.6%しか補食を希望していない」というこの数字は、おやつを希望することのできないすくすくスクール一般登録児童を含めた数字を分母にすることはおかしいとの意見が区議会でもあがり、その後、学童クラブ登録児童の34.8%の希望者という説明に変わりました。そして、文教委員会、教育委員会の会議の中でも、「おやつを希望する児童は学童クラブ登録児童の3分の1、3分の2の児童は希望していない」として希望者が減少していることが廃止の理由ともされてきました。

しかしながら、(補足資料3)のとおり、学童クラブ登録児童の基本活動時間は放課後から17時までです。平成24年度、基本活動時間外の17時15分から行われる補食を希望できる児童は、保護者の就労時間により18時まで延長を許可された一部の児童のみであり、実際には学童クラブ登録児童であっても補食を希望することすらできない児童が多数いることがわかります。(添付資料2)の本文中においても「17時以降に残ったわずかな児童」と記載されるとおり、学童クラブ登録児童全体を分母とする34.8%の希望者というのは間違った数字であり、その数字をもって決定された「廃止」という結果は撤回すべきと考えます。まずは18時まで延長を許可された児童の何%が希望して補食をとっていたかという事実を公表するべきだと思います。

度々補食廃止理由が変わっていること、正しい数字をもって判断されていないことは「補食廃止」を決定するにあたり議論が欠けていたのではないのでしょうか。

すくすくスクール内で過ごす学童クラブ登録児童について、児童福祉法第六条の三第二項の規定に基づいて健全な教育と生活場の確保を考えていただきたく、正しい数字、多方面からの意見聴取、議論を進めた上で結論を出していただきたく、意見交換会の開催を希望します。

以上

平成25年1月23日

補食を希望している保護者の皆様へ

江戸川区教育委員会

すくすくスクールにおける補食の廃止について

区では、すくすくスクール学童クラブ登録児童のうち希望制で実施している「補食」について、児童の過剰摂取カロリーや食材の廃棄などの課題について議論を重ねてきました。下記の理由により、平成25年度から補食の受託を廃止する予定です。あわせて、要保護・準要保護世帯が対象の補食費の助成も廃止いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

補食について

学童クラブ登録で18時まで延長する児童のうち希望する保護者の自主運営（補食の調達や提供、管理を受託）で、利用者はすくすくスクールに登録する全児童の5.6%に減少しています。

児童の一日に必要な摂取カロリーは三食の食事で十分に摂れることから、補食の150キロカロリーは過剰摂取になる場合があります。

補食は月ごとの希望制で、月1,700円を集金しています。日によって補食利用数（5割～8割）が変化するため、食材の廃棄が出てしまうことも課題です。

卵・牛乳・小麦・大豆など食物アレルギーの児童が増え、食材調達や補食の提供に難しさがあります。

今後について

補食の受託及び補食費の助成（要保護・準要保護世帯が対象）を廃止します。

カロリーの過剰摂取や食物アレルギーなどを防ぐため、生活リズムや学年・体格などを考慮し、お子さんにあった食材・量をご家庭で工夫してください。

授業数の増加などですくすくスクールの活動時間が短くなっています。遊びや学びを中断することなく下校時間まで参加していただくことを大切にし、すくすくスクール活動の更なる充実を図ります。

陳情第9号補足資料2

メール拝見いたしました。

「学童登録児童への補食廃止撤回」についてお答えします。

「補食」は学童クラブ登録で18時まで延長する児童のうち希望される方が対象です。もともと保護者の自主運営ですが保護者から委託を受け、食材調達や提供・管理などを職員が代行してきました。

すすくすくスクールでは放課後の学びや遊びの時間を途切れさせずに確保することを重要とし、それまで16時30分だった補食時間を平成22年からは17時以降に変更してきました。

補食の実施にあたっては、食べる児童と食べない児童で部屋を分けなければなりません。年々希望者も減少している中、17時以降に残ったわずかな児童をさらに分けて補食を与えることは忍びない状況です。区が委託を受けることがどうか判断する段階となり、子どもたちに分け隔てなくすることを考え、やむなく補食の委託をお受けしないことにさせていただきました。行政サービスの公平性の面も考慮し、全ての児童に対して健全育成の充実を図ってまいります。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。すすくすくスクールでは、遊びや学び・集団生活・多くの人とのふれあいを通じて視野を広げ、子ども自らが発想し、コミュニケーション力を高め、年齢に応じた自立を目指しています。これからも、子どもたちを健やかに育むことを最優先に考えてまいりますので、ご理解とご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担 当

教育委員会事務局教育推進課

すすくすくスクール係

野口 千佳子

電話5662-2732 (直通)

すくすくスクール

学童クラブ登録のご案内

活動日

時間

月曜日から土曜日（日曜・祝日、年末年始はお休み）

・平日 登録した小学校の放課後から17時まで

・学校休業日 9時から17時

（春夏冬休み、都民の日、開校記念日、学校行事の振替休日など）

※保護者の就労時間により18時まで延長できます。

・土曜日 9時から17時まで

育成料

児童一人あたり 月額4,000円

区の指定する金融機関から口座振替

次の方は申請するとその月から免除または減額になります。

○免除 → 生活保護世帯、24年度住民税非課税世帯（23年分の収入）

○減額 → 月額2,000円

就学援助費受給世帯（25年度に承認された世帯）

同一世帯から2人以上の児童が登録している場合

※出席がなくても、月の初日に学童クラブ登録している場合は育成料を納入していただきます。

保険料

『すくすくスクール補償制度』 年間 500円

すくすくスクールで活動中のケガは学校保険の対象となりません。ケガをした場合、ケガをさせてしまう場合に備え、『すくすくスクール補償制度』に加入をお願いします。（別紙ご案内参照）

※すくすくスクールでのケガで通院する場合は学校活動中ではないので、子ども医療証をご使用の上、すくすくスクール補償制度を申請してください。

登録

・登録は月ごと（4月のみ）や期間限定（7～8月）もできます。

・登録承認期間・・・登録要件が確認できた月までとなります。

抹消

・保護者が仕事をやめるなど登録要件が変更になった場合は、その月の25日までに学童クラブ登録抹消届を提出してください。

抹消届を提出されないと、その後も育成料が発生します。

・学童クラブ登録抹消後も、すくすく登録として3月末日まで活動できます。

活動

- ・学校と連携し、健全育成・安全管理・緊急時対応を行います。
- ・保護者の仕事が休みの日は、すすすく登録として参加いただきます。
- ・学校と一緒のルールです。すすすくスクールから塾や習い事に通うことはできません。
- ・学習指導は行いません。お子さん自身が宿題や学習に取り組めるようにご家庭で話してください。
- ・30分ごとに全体に向けて時間のお知らせをし、子どもたちがその日の帰宅時間を自分で確認し帰宅するように支援していきます。
- ・保護者がお迎えにくる場合は、約束の時間までにお越しく下さい。お迎えの時間に遅れる場合は必ず連絡をお願いします。

連絡

- ・1年生には連絡帳をお渡しします。出欠など事務的な連絡や親子での確認メモにご活用ください。2年生以上は年齢に応じての自立を支援します。お子さんと保護者の間で帰宅時間の確認ができるようにサポートします。
- ・出欠予定の変更は事前にご連絡ください。事前連絡がなく欠席した場合、保護者に確認させていただきます。

ケガ

病気

- ・病気やケガの場合、保護者のお迎えをお願いする場合があります。緊急の場合は保護者に連絡のうえ近くの医院を受診します。状況によって救急搬送することもあります。
- ・伝染病疾患や学級閉鎖などの場合、学校の登校基準に準じて参加できません。夏休みなど学校休業日に治癒した時は、登校許可証をすすすくスクールに提出してください。

緊急時

- ・災害や不審者情報による緊急時は学校の対応に準じ、保護者のお迎え対応となる場合があります。緊急時引き渡しカードの提出をお願いします。
 - ・大災害が起きた場合は、保護者か代理の方へ引き渡すまで、児童は学校で待機します。
- ※区内で震度5強以上の地震が発生した場合・災害により交通機関が乱れた場合・その他児童の保護が必要な場合など

【江戸川区公式ツイッター】

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/aboutweb/twitter/index.html>

【えどがわメールニュース】

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kurashi/moshimo/bohan/mailnews/mailnews.html>

お子さんのこと・家庭の事情等で心配な事は、サブマネージャーに遠慮なくご相談ください。
住所や連絡先など登録内容に変更があった場合はお知らせください。

篠崎第四小学校すすすくスクール 電話070-6444-3875

平日の育成について

- 育成時間→就労証明書の就労時間＋通勤時間までの時間となります。
- 不規則勤務の方はシフト表を提出して下さい。
- 定休日、仕事を休んでの学校行事参加などはすすく参加となります。
- 塾、習い事などのため、決まっている休みも合わせてお知らせ下さい。
- 一週間の基本パターンからの変更は電話やメモなどでお知らせください。
- 日ごろから曜日、時間の管理など自立に向けてお子さんとよく話し合っておいてください。
また、緊急時の対応などについても確認しておきましょう。

学童クラブ5時以降育成について

- 登録できる対象児童 → 両親・保護者等の帰宅がともに午後5時以降の児童が登録できます。
- 育成時間 → 就労証明書の就労時間＋通勤時間までの時間となります。
- 5時以降育成の必要がなくなった場合は、すぐに連絡してください。

下校について

すすくスクールの育成時間終了後の下校は原則として一人帰りとなっています。お迎えに来る場合は各すすくスクールで確認した時間までをお願いします。お迎えが間に合わない場合は、一人での下校となりますので、帰宅方法・待ち合わせ場所の確認を十分に行っておいてください。

学童クラブ土曜日登録について

- 登録できる対象児童 → 両親・保護者等がともに土曜日に勤務している児童が登録できます。
- 育成時間 → 午前9時から午後5時までです。(祝祭日・年末年始を除く)
- 毎月の出席予定を事前にお知らせ下さい。
やむを得ず、連絡が当日になった場合は、朝9時30分までに連絡してください。
- 家庭保育ができるようになった等の理由で、土曜育成が必要なくなった場合は、すぐにお申し出ください。
- 通室時にご用意いただくもの
 - ・お弁当 ・水筒 ・連絡帳 ・学習用具
- ☆お弁当は、朝必ず持たせてください。
☆お金、ゲーム関係、携帯電話を持たせることはしないでください。